

## 平成22年度各務原市職員採用試験要綱（大学卒程度）

この試験は、平成23年度の採用候補者を決定するために行うものです。

### 1. 試験区分・採用予定人員・受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
行政	7名程度	昭和53年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者で、会社員、公務員、自営業者等として1年以上就業した経験がある者。
建築 (一級建築士)	1名	昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、一級建築士の免許を有する者

どちらか一方の試験区分を選ぶこと。（両方受験することは不可）

① 次に該当する者は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 欠格条項(地方公務員法第16条)に該当する者
  - ア 成年被後見人又は被保佐人
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 2. 受付期間

9月1日(水)～9月21日(火) 午前8時30分～午後5時15分まで。

郵送の場合は9月21日(火) 必着のこと。

(土曜日、日曜日及び祝日は、閉庁日のため受け付けできませんので、ご注意願います。)

### 3. 受験申込手続

① 直接申し込む場合

所定の申込書と受験票に写真を貼って、職員課に提出すること。試験区分が行政の場合、エントリーシートも同時に提出すること。

② 郵送で申し込む場合

所定の申込書と受験票に写真を貼り、エントリーシート（試験区分：行政のみ）とともに、封筒の表に「受験申込」と朱書き、80円切手を貼った宛先明記の返信用の定型封筒（長形3号）を同封して職員課まで送付すること。

（郵送の場合は9月21日（火）必着）

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

各務原市役所総務部職員課

※申込書の記載が不十分なものや写真の小さなものは、受理しません。

4. 試験の日時・場所

試験	試験区分	科目	日時	試験会場
第1次	行政	教養、適性検査 作文	10月17日 (日)	各務原市産業 文化センター
	建築	教養、適性検査		
第2次	行政	面接	11月下旬	各務原市産業 文化センター
	建築			

5. 試験の方法・内容

試験	科目	時間	内容
第1次	教養 (全試験区分)	2時間	公務員として必要な一般的知能及び一般的知識について、択一式の大学卒程度の試験
	適性検査 (全試験区分)	30分	公務員としての適性を判断する検査
	作文 (行政)	1時間30分	テーマは試験当日発表
第2次	面接 (全試験区分)		面接等による人物・性格等の総合判断

6. 合格発表

発表日		発表場所
第1次試験	11月上旬	市役所前、川島振興事務所前、各市民サービスセンター前の掲示板及び市役所ホームページ上に掲示するとともに、合格者のみに郵送
第2次試験	12月上旬	

## 7. 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載された後、そのうちから採用者が決定されます。

## 8. 待遇

- ① 初任給（平成22年4月1日現在）は、大卒程度で172,200円です。職歴がある場合などは、一定の基準により加算されます。
- ② 昇給は、原則として年1回です。
- ③ 諸手当は、期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等を支給要件に応じて支給されます。
- ④ 勤務時間は1日8時間、原則として週40時間です。（勤務先により、異なることがあります。）

### 採用に関する問い合わせ先

各務原市役所総務部職員課

〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地

TEL（直通）（058）383-1450

TEL（代表）（058）383-1111

☆各務原市役所ホームページ（<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/>）  
からも申込書等を取り出すことができます。